

福井県報

第 327 号

令和 6 年
12月3日(火)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（４４
・地域医療課）…………… 2

告 示

- 有害な興行の指定（４８１・県民安全課）…………… 3
○生活保護法の規定による指定介護機関の廃止（４８２・地域福祉課）…………… 3
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（４８３・長寿福祉課） 4
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（４８４・同）…………… 4
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（４８５・同）…………… 4
○土地改良事業の計画変更の認可（４８６・農村振興課）…………… 5
○土地収用法の規定による事業の認定（４８７・土木管理課）…………… 5
○道路の位置の指定（４８８・丹南土木事務所）…………… 7

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開
拓課）…………… 7
○大規模小売店舗立地法の規定による意見（同）…………… 8
○建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任の変更（建築住宅課）…………… 8

選挙管理委員会告示

- ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示（９６）…………… 9

公安委員会告示

- 教習指導員審査の実施（１２０・運転免許課）…………… 11

規 則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第44号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和25年福井県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
1～26（略）	（略）	1～26（略）	（略）
27（略）	（略）	27（略）	（略）
<u>28</u> RSウイルス（妊婦用）	<u>2万9,760円</u>	28（略）	（略）
<u>29</u> （略）	（略）	<u>29</u> （略）	（略）
<u>30</u> （略）	（略）	<u>30</u> （略）	（略）
<u>31</u> （略）	（略）		
<u>32</u> コロナウイルス	<u>1万5,020円</u>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第481号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年11月21日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	密着満開 アソコでくつろぐ	東盛組 〈オーピー映画〉
映画	巨乳コテージ まさぐりの夜	下村組 〈オーピー映画〉
映画	最も重要なものは愛 (原題) L' IMPORTANT C' EST D' AIMER	コピアポア・フィルム (フランス)
映画	テリファー 聖夜の悪夢 (原題) TERRIFIER 3	ブルーク (アメリカ)
映画	人肉ラーメン (原題) MEAT GRINDER	ユナイテッドエンタテインメント (タイ)

福井県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1871700702	(介護予防) 短期入所生活介護	廃止	ショートステイやすらぎさかい	令和6年11月30日	〒919-0537 福井県坂井市坂井町折戸1-58

福井県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870700752	訪問介護 まごのて丹南	福井県鯖江市 小黒町1丁目15番8号	株式会社若泉L&L	令和6年11月1日	訪問介護

福井県告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1871700702	ショートステイ やすらぎさかい	福井県坂井市 坂井町折戸1-58	（福）坂井来春会	令和6年10月28日	令和6年11月30日	短期入所生活介護
1860790094	訪問看護ステーション スマイル・スマイル	福井県鯖江市 平井町31-11-25	（同）優和	令和6年11月7日	令和6年11月30日	訪問看護

福井県告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1861690012	ひかり訪問看護 ステーション	福井県吉田郡永平寺町 山王7-28	（医）雄久会	令和6年10月25日	令和6年10月1日	介護予防 訪問看護
1871700702	ショートステイ やすらぎさかい	福井県坂井市 坂井町折戸1-58	（福）坂井来春会	令和6年10月28日	令和6年11月30日	介護予防 短期入所生活介護

1860790094	訪問看護ステーション スマイル・スマイル	福井県鯖江市 平井町31-11-25	(同) 優和	令和6年11月7日	令和6年11月30日	介護予防 訪問看護
------------	-------------------------	-----------------------	--------	-----------	------------	--------------

福井県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、令和6年11月22日付けで福井足羽土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）の計画変更を認可したので、同条第11項の規定により告示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第487号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月3日

福井県知事 杉本 達治

第1 起業者の名称

坂井市

第2 事業の種類

東尋坊再整備事業

第3 起業地

1 収用の部分

福井県坂井市三国町安島60字西松外レ地内

福井県坂井市三国町安島64字東尋坊地内

2 使用の部分

なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県坂井市三国町安島地内で施行する「東尋坊再整備事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、坂井市が自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき東尋坊地域の観光施設、道路および駐車場の再整備を行う事業であり、法第3条第29号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、事業に要する費用を令和2年度から令和6年度にかけて、議会の議決を

経て予算化しており、また、今後も予算化することとしている。さらに、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を受けており、また、福井県交流文化部観光誘客課から東尋坊活性化事業補助金を受けている。このことから、事業を遂行する意思および経済的能力を有していると認められる。

また、起業者は、地方公共団体であり事業を遂行する実際的能力も有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

坂井市では、昭和50年から平成17年まで人口増加が続いていたが、平成22年の国勢調査では人口減少期に入ったことが確認され、持ち直しの兆しがなくいま現在に至っている。持続可能な自治体運営を実践していくためには、人口減少克服のための様々な分野に亘る施策の戦略的な取り組みや、市民満足度の高い魅力あふれる個性的なまちづくりの実現等が求められる。

そこで坂井市は、交流人口・関係人口の増加や地域経済の好循環の拡大のため「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」を策定した。坂井市はこの計画のもと、東尋坊の更なる魅力向上を図り、本件事業を施行するところである。

本件事業では、「通過型観光地からの脱却」、「リピーターの確保」、「商店街の魅力向上」、「駐車場の再整備」といった課題の解決を目指している。そこで、雄大な景色を楽しめる安全な散策路や広場、冬季や荒天時にも高い収容力を要するビジターセンターの整備により滞在型観光地を目指し、リピーターの確保にもつなげることを企図している。また、周辺の観光および宿泊施設との周遊を促す交通拠点の整備を行い、観光客が利用しやすい駐車場の整備も行う。さらに、老朽店舗の取壊しを行うとともに、散策路と一体として新しい商店街ランチの整備を行い、回遊性を高め商店街の魅力向上を図る。

これにより、観光客の滞在性や回遊性など満足度の向上に寄与し、交流人口・関係人口の増加や地域経済の好循環の拡大を図る。令和11年度には東尋坊への年間入込客数200万人、観光消費額4500円／人への増加、滞在時間90分／人への延長が見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地およびその周辺における環境への影響については、起業者が福井県エネルギー環境部環境政策課に確認したところ、本件事業においては「環境影響評価法（平成9年法律第81号）および福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）に基づく環境影響評価その他の手続は必要」ない旨の回答があった。また、起業者が福井県エネルギー環境部自然環境課に確認したところ、本件起業地は「絶滅のおそれ

のある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定される生息地等の保護に関する規制区域に該当しない」旨の回答があった。さらに、工事施工中には環境適合基準に適合した建設重機を使用するなど、環境阻害への対策を講じることとしている。

また、本件事業を施行する区域は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財包蔵地区に含まれていない。

したがって、本件事業の施行により起業地の周辺環境や野生動植物、埋蔵文化財へ与える影響は軽微なものであり、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、候補地3か所について検討が行われている。申請案は、ビジターセンター・公園広場の整備とともに、商店街の再編、点在する駐車場の集約と合わせて交通広場の再整備を行う。さらに、事業費が最も安価である。

これに対し第2案は、新しい商店街整備が行われるものの、空き店舗や老朽建物を含む既存商店街は残存し、駐車場の点在は解消されない。また、開発に伴う自然緑地の改変量が多いため景観的な植生が必要になり、事業費が申請案に比べ多額となる。

また、第3案は、商店街を一新し、駐車場の一部集約を行うが、商店街の再開発に長期間の工事が必要になり、駐車場の一体化は一部にとどまる。事業費は申請案に比べ著しく多額となる。

したがって、第2案、第3案はともに社会的、技術的、経済的な面で申請案に劣る。

よって、社会的、技術的および経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

令和5年度、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され、北陸新幹線の金沢～敦賀間が開業したことで、現在観光およびインバウンド需要の上昇が見込まれている。これに加え、大阪・関西万博開催が令和7年、中部縦貫自動車道県内全線開通が令和8年以降に控えており、福井県がまさに100年に一度の好機を迎えている今、交流人口・関係人口の増加や地域経済の好循環の拡大を目指す坂井市は、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、必要最小限の範囲であり、収用または使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

坂井市役所産業政策部観光交流課

福井県告示第488号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年12月3日
福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和
- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
丹生郡越前町江波第89号1番地3
タケウチ住建株式会社 代表取締役 竹内 孝明

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
丹生郡越前町江波89字花立54番4	6.00	35.06

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年12月3日
福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
L p a +（エルパプラス）
福井県福井市大和田2丁目418番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フクイモール
代表取締役 石田 敬一
福井県福井市大和田町第32号24番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
・株式会社大創産業
代表取締役 矢野 靖二
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
・株式会社フクイモール
代表取締役 石田 敬一
福井県福井市大和田町第32号24番地1
(変更後)
・株式会社電陽社
代表取締役 三宅 達三
富山県砺波市新又152番地2
- 4 変更の年月日
令和7年4月18日
- 5 変更する理由
小売店業者の変更のため。
- 6 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
アオッサ5階
福井市商工労働部商工振興課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により小浜市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。 令和6年12月3日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス小浜駅前店 福井県小浜市駅前町19号44番1 外1筆 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1 3 聴取した意見の概要 ・交通について (1) 店舗出入口については、小浜小学校の通学路であることから、小浜市教育委員会および小浜小学校と協議のうえ、登下校時の安全対策を講じること。 (2) 入口、出口の通学路注意喚起看板に記入する内容（文字）についても、小浜市教育委員会および小浜小学校と協議すること。 ・騒音の発生について (1) 当地は騒音・振動規制区域内であるにもかかわらず、未届出でコンクリート破碎工事を施工していた経緯がある。このため令和6年10月には、当工事に関して、騒音と粉塵に関する苦情が2件寄せられている。今後、店舗建設にあたっては、周辺環境へ多大な影響を及ぼさないよう騒音・振動規制法など関係法令を遵守のこと。 (2) 騒音・振動等について、苦情があった際には、真摯な対応に努め、適切な対策を施すこと。 ・環境問題について (1) 廃棄物について、産業廃棄物および一般廃棄物の区別を正しくし、分別と減量に努めること。 (2) 福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物ガイドラインに準じて、周辺の景観と調和した良好な広告物となるよう、色彩等に配慮のこと。 ・社会的責任に関する取組みについて (1) 届出書18ページのうち、防災・防犯対策への取組みについて、災害時に店舗を	住民避難場所としての活用や、食料・日用品の提供等について、今後、必要に応じて行政に協力のこと。 4 聴取した意見の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県小浜市大手町6-3 小浜市産業部商工振興課 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から1月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 6 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたハウスプラス確認検査株式会社から同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。 令和6年12月3日 福井県知事 杉本 達治 1 変更の内容 指定構造計算適合性判定機関の名称 変更前 ハウスプラス確認検査株式会社 変更後 ハウスプラス住宅保証株式会社 2 変更年月日 令和6年12月1日
--	--

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月3日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
別表第2（第50条関係）	別表第2（第50条関係）																																						
1 病院	1 病院																																						
<table> <tr> <th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>福井総合病院</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療法人積善会猪原病院</td><td>敦賀市<u>ひばりヶ丘町249番地</u></td></tr> <tr> <td>医療法人保仁会泉ヶ丘病院</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	福井総合病院	(略)	医療法人積善会猪原病院	敦賀市 <u>ひばりヶ丘町249番地</u>	医療法人保仁会泉ヶ丘病院	(略)	(略)	(略)	<table> <tr> <th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>福井総合病院</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療法人積善会猪原病院</td><td>敦賀市<u>櫛林32号5番地の2</u></td></tr> <tr> <td>医療法人保仁会泉ヶ丘病院</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	福井総合病院	(略)	医療法人積善会猪原病院	敦賀市 <u>櫛林32号5番地の2</u>	医療法人保仁会泉ヶ丘病院	(略)	(略)	(略)														
指定病院等名	指定病院等所在地																																						
(略)	(略)																																						
福井総合病院	(略)																																						
医療法人積善会猪原病院	敦賀市 <u>ひばりヶ丘町249番地</u>																																						
医療法人保仁会泉ヶ丘病院	(略)																																						
(略)	(略)																																						
指定病院等名	指定病院等所在地																																						
(略)	(略)																																						
福井総合病院	(略)																																						
医療法人積善会猪原病院	敦賀市 <u>櫛林32号5番地の2</u>																																						
医療法人保仁会泉ヶ丘病院	(略)																																						
(略)	(略)																																						
2 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設																																						
<table> <tr> <th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設ヒバリヒルズ</td><td>敦賀市<u>ひばりヶ丘町249番地</u></td></tr> <tr> <td>公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人保健施設坂井ケアセンター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム	(略)	介護老人保健施設ヒバリヒルズ	敦賀市 <u>ひばりヶ丘町249番地</u>	公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」	(略)	(略)	(略)	老人保健施設坂井ケアセンター	(略)	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設	(略)	(略)	(略)	<table> <tr> <th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人保健施設ヒバリヒルズ</td><td>敦賀市<u>櫛林32号5番地の2</u></td></tr> <tr> <td>公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人保健施設坂井ケアセンター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人保健施設丹生ケアセンターひまわり荘</td><td>丹生郡越前町四ツ杉第3号10番地</td></tr> <tr> <td>独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム	(略)	老人保健施設ヒバリヒルズ	敦賀市 <u>櫛林32号5番地の2</u>	公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」	(略)	(略)	(略)	老人保健施設坂井ケアセンター	(略)	老人保健施設丹生ケアセンターひまわり荘	丹生郡越前町四ツ杉第3号10番地	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設	(略)	(略)	(略)
指定病院等名	指定病院等所在地																																						
(略)	(略)																																						
医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム	(略)																																						
介護老人保健施設ヒバリヒルズ	敦賀市 <u>ひばりヶ丘町249番地</u>																																						
公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」	(略)																																						
(略)	(略)																																						
老人保健施設坂井ケアセンター	(略)																																						
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設	(略)																																						
(略)	(略)																																						
指定病院等名	指定病院等所在地																																						
(略)	(略)																																						
医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム	(略)																																						
老人保健施設ヒバリヒルズ	敦賀市 <u>櫛林32号5番地の2</u>																																						
公立小浜病院組合老人保健施設「アクル若狭」	(略)																																						
(略)	(略)																																						
老人保健施設坂井ケアセンター	(略)																																						
老人保健施設丹生ケアセンターひまわり荘	丹生郡越前町四ツ杉第3号10番地																																						
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設	(略)																																						
(略)	(略)																																						

3 老人ホーム

指定病院等名	指定病院等所在地
(略)	(略)
特別養護老人ホーム新田塚ハウス	(略)
特別養護老人ホーム藤島園	福井市高木中央3丁目170 1番地
宝殊苑	(略)
(略)	(略)
特別養護老人ホームすみれ荘	(略)
ケアハウス藤島園	福井市高木中央3丁目170 1番地
ケアハウスラフィナート浅水	(略)
(略)	(略)
特別養護老人ホーム海楽園	(略)
特別養護老人ホームやすらぎ荘	丹生郡越前町織田第102号 81番地
特別養護老人ホーム丹生ケアセンターひ まわり荘	丹生郡越前町四ツ杉第3号1 0番地
特別養護老人ホーム湖岳の郷	(略)
(略)	(略)

4・5 (略)

附 則

この告示は、令和6年12月3日から施行する。

3 老人ホーム

指定病院等名	指定病院等所在地
(略)	(略)
特別養護老人ホーム新田塚ハウス	(略)
特別養護老人ホーム藤島園	福井市高木町第82号36番 地の1
宝殊苑	(略)
(略)	(略)
特別養護老人ホームすみれ荘	(略)
ケアハウス藤島園	福井市高木町第82号36番 地の1
ケアハウスラフィナート浅水	(略)
(略)	(略)
特別養護老人ホーム海楽園	(略)
特別養護老人ホームやすらぎ荘	丹生郡越前町織田第83号2 4番地の1
特別養護老人ホーム湖岳の郷	(略)
(略)	(略)

4・5 (略)

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第120号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月3日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査（普通）

(2) 期日

令和7年1月17日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

（ア）過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

（イ）過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

（ウ）技能検定員資格者証の交付を受けた者

（エ）他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和6年12月13日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

教習指導員審査（普通）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

教習指導員審査（普通）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ
	学科教習に必要な教習の技能	80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

